

地方独立行政法人福岡市立病院機構会計監査業務委託仕様書

1 名称

地方独立行政法人福岡市立病院機構会計監査業務委託

2 業務の内容

地方独立行政法人福岡市立病院機構（以下「法人」という。）は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 35 条に規定する会計監査人による監査の対象ではないが、会計処理の適正を期すため、会計監査を委託するものである。

業務の詳細は次のとおりとする。

- (1) 法人の財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書についての監査の実施
 - ① 監査計画の作成
 - ② 期中監査
 - ③ 期末監査
 - ④ 予備調査（必要に応じて）
 - ⑤ 監査実施時に発見した事項がある場合は、当該事項の報告書の作成
 - ⑥ 監査報告書の作成提出期限：翌事業年度の 6 月中旬で法人が指定する日
- (2) 実地による積算資料・棚卸資産の確認
医事、材料費、給与費、固定資産等の事項
- (3) 法人の理事及び監事並びに財務部門との連携業務
 - ① 監査計画についての説明・意見交換
 - ② 監査報告書についての説明・意見交換
 - ③ その他、監査業務に係る説明、報告及び情報交換等
- (4) その他必要と認められる事項

3 契約期間

契約締結日の翌日から締結日の属する事業年度の財務諸表についての法第 34 条第 1 項による市長の承認の日まで。

ただし、業務期間満了の日の 6 ヶ月前までの双方いずれかから文書をもって本業務を終了する旨の通知がないときは、翌事業年度についても再任するものとし、以後この例によるものとする。（最長令和 8 事業年度まで）

4 監査対象機関及び所在地

地方独立行政法人 福岡市立病院機構 運営本部・福岡市立こども病院
福岡県福岡市東区香椎照葉 5 丁目 1 番 1 号
地方独立行政法人 福岡市立病院機構 福岡市民病院
福岡県福岡市博多区吉塚本町 13 番 1 号

5 業務実施体制

本監査業務は公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2に規定する外国公認会計士を含む。）等による監査チームを編成して実施することとし、本監査業務全般の管理を行う総括責任者を指定することとする。ただし、総括責任者は公認会計士の資格を有する者とする。

本監査業務を請け負った者は、契約締結後、法人が指定する日までに総括責任者及びチーム体制を報告しなければならない。

なお、総括責任者は地方独立行政法人病院の会計監査業務経験があること。

6 その他の留意事項

本監査業務を請け負ったものは、次の事項に留意しなければならない。

(1) 法令の遵守

本監査業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、個人情報保護法及び福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例の趣旨に従い適正かつ厳格に行うこと。

(3) 守秘義務

本監査業務を請け負ったものは、本監査業務の履行により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

当該義務は、契約期間終了後においても免除されない。また、本監査業務を担当した者が担当を終えた後及び退職した後においても同様とする。

(4) 書類保管

関係書類は、法令に基づき整理に努め適切に保管すること。

法人から書類等の貸与を受ける場合は、預かり証を発行し、契約期間終了時まで返還すること。

(5) 暴力団等の排除

福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(6) その他

本仕様書に定めのない事項については、法人及び受託者双方協議のうえ、定めるものとする。